

管理 No.	G011
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:子ども未来部子ども育成課
(認定給付係 /内線:3723)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	児童扶養手当の受給資格認定	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)
	根拠規定条項	第 6 条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号) 児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号)
	基準規定条項	法(第 4 条)・施行令(第 1 条 第 1 条の 2 第 2 条 別表第 2)
	審査基準	<p>1. 支給対象者</p> <p>支給対象者は、次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(政令で定める程度の障がいのある児童は20歳未満)を監護している父・母又は父・母に代わって児童を養育(児童と同居し、監護し、生計を同じくしていること。)している者であって、市の区域内に住所を有するものとする。</p> <p>(1) 父母が婚姻を解消した児童</p> <p>(2) 父又は母が死亡した児童</p> <p>(3) 父又は母が政令で定める程度の障害にある児童</p> <p>(4) 父又は母の生死が明らかでない児童</p> <p>(5) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童</p> <p>(6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた児童</p> <p>(7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童</p> <p>(8) 父又は母が婚姻によらないで出産した児童</p> <p style="text-align: right;">※裏面に続く</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	総日数 15~60 日程度(休日は含まない)	
本票の作成日	平成 29 年 3 月 31 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<p>2. 適用除外</p> <p>前項の要件に該当する場合であっても、その者が次のいずれかに該当するときは支給対象とならない。</p> <p>(1) 父又は母、養育者又は児童が日本に住んでいないとき。</p> <p>(2) 児童が里親に委託されているとき。</p> <p>(3) 父及び母と生計を同じくしているとき(ただし、父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にあるときを除きます)。</p> <p>(4) 父又は母の配偶者に養育されているとき(配偶者には、内縁関係にある者を含み、政令で定める程度の障がいの状態にある者を除きます)。</p> <p>(5) 児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所しているとき。</p> <p>(6) 平成15年3月31日の時点で、手当の支給要件に該当するようになった日から起算して5年を経過しているとき。</p> <p>3. 再認定</p> <p>受給資格の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときは、再度認定を受けなければならない。</p> <p>【根拠法令】児童扶養手当法</p> <p>(認定)</p> <p>第六条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。</p>